

令和3年9月8日

保護者 様

小山市教育委員会教育長 濱口 隆晴  
小山市立小山城東小学校長 渡部 成人

## 学校において新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合の 臨時休業等の判断について（通知）

初秋の候、保護者の皆様には日頃より感染症対策に御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、表題の件につきまして、今後、下記により臨時休業等の実施を判断をしますので、お知らせいたします。

なお、このことは小山市教育委員会のホームページにも掲載していることを申し添えます。

### 記

#### 臨時休業の判断について

〔学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合〕

小山市教育委員会

- 1 学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、感染状況等の全体像が把握できるまでの期間、保健所の調査、学校医の助言、学校との協議等を踏まえ、以下のとおり学校の全部または一部の臨時休業を判断する。

#### 【学級閉鎖】

- 2 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
  - (1) 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
  - (2) 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
  - (3) 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
  - (4) その他、設置者（小山市）で必要と判断した場合（※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。）

・学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

#### 【学年閉鎖】

- 3 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

#### 【学校全体の臨時休業】

- 4 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

小山市立小山城東小学校  
電話 25-2882